地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に関する事項
 - (1)業務の名称及び数量 有機フッ素化合物分析等委託業務 一式
 - (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月19日(木)まで
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府総合政策環境部環境管理課(京都府庁第2号館2階) 電話番号(075)414-4711
 - (2) 入札説明書及び仕様書の配布期間
 - ア 配布期間

令和7年7月25日(金)から令和7年8月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府総合政策環境部環境管理課のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は(1)の場所に問い合わせること。

- 3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提 出期間の属する年の4月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績 を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 計量法 (平成4年法律第51号) 第107条の規定による計量証明の事業の登録を受けていない者
 - オ 水中の PFOS 及び PFOA についての分析設備及び分析能力を自ら有しない者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札 について指名停止とされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすお それのある団体に属する者でないこと。
- 5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の配布期間等
 - ア 配布期間

2の(2)アに同じ。

イ 入手方法

2の(2)イに同じ。

- (2) 申請書の提出期間等
 - ア 提出期間

令和7年7月25日(金)から令和7年8月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

- イ 提出場所
 - 2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法
 - (ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

- (イ) 郵送により提出する場合
 - 書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- 工 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(ア) 法人にあっては商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) 第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書 (コピーは不可)及び定款、個人にあってはその者が制限行為

能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産手続開始の 決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

- (イ) 府税納税証明書
- (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書(コピーは不可)
- (工) 営業経歴書
- (オ) 法人にあっては直前の営業年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書
- (カ)取引使用印鑑届出書
- (キ)4の(1)の工及びオに該当しないことを証する書類
- (ク)権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- (ケ) 誓約書
- (1)返信用封筒(110円切手貼付)

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、有機フッ素化合物分析等委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

9 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者(6の名簿へ登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアから才までのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3又は4の(1)のアに該当する者を除く。)は、その者

が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めた ときに限り、その参加資格を承継することができる。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2 親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
- エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書 (以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その 他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2) により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産 手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り 消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。 その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等 に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の 職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、一般競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1) 又は(2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札の日時及び場所
 - ア日時

令和7年8月25日(月)午前10時

イ 場 所

京都府庁旧本館2階 特別参与室

- (2) 入札の方法
 - 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額 の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。